

市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針

平成26年3月19日
 一部改正：平成29年3月22日
 一部改正：平成29年12月19日
 一部改正：平成31年3月8日
 一部改正：令和5年4月13日
一部改正：令和6年●月●日
 官民競争入札等監理委員会

I. 目的

本指針は、対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方において、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年6月2日法律第51号。以下「法」という。）の対象から外し、実施機関の責任において入札・契約を行うこととするプロセス（以下「終了プロセス」という。）~~及び官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）の関与を軽減し、実施機関の自律的な入札・契約に委ねる新たなプロセス（以下「新プロセス」という。）~~を運用するに当たっての具体的な手続等を定め、的確かつ円滑な事業の実施に資することを目的とする。

II. 終了プロセス

1. 終了基準

(1) 良好的な実施結果が得られた事業

対象公共サービスの評価案審議において、実施機関から市場化テストを終了（法の対象外）したいとの意向が示された事業の終了の可否を、監理委員会が判断するに当たっては、法の趣旨等も踏まえ、主に以下の基準（条件）により、実施期間終了後の事業の実施において、監理委員会の関与がなくとも適切に事業が実施されることが期待できるかを判断する。その際、まず以下の①及び②の基準（条件）を満たしていることを確認した後、その他の観点についても検討を加えた上で、事業の実施期間全般の状況も勘案し、総合的に判断を行うものとする。

- ① 事業実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等がなかったか。
 - ② 実施機関において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（評価委員会等）を備えている、若しくは、評価委員会等を設けることが予定されているか。
 - ③ 入札に当たって、競争性が確保されていたか。
 - ④ 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成しているか。
 - ⑤ 従来経費と契約金額（支払金額）とを比較した場合、経費削減の点で効果を上げているか。
- ※ 実施経費の評価は、単に従来経費と実施経費の差額を算定するものではなく、増減要因

を分析等した上で比較を行い、コスト削減の点で効果が認められるか否かを判定するものとする。

※ 上記の増減要因の分析等とは、比較する経費の対象範囲に影響を与える外的要因を控除することを趣旨とし、業務内容に増減があった場合における当該部分の控除、人件費の上昇等による経費増があった場合における単価の補正等（積算等に用いられる労務単価など、当該業務に要するコスト増加を客観的に示しうるデータ等を用いること）、従来経費と実施経費の比較を行うために必要な措置を指す。

（2）市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない事業

これまでの市場化テスト実施により様々な入札改善策が十分に講じられているものの、市場の特殊性や関連政策、関係法令等の抜本的見直しが必要ななどの要因から、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない事業であるかを判断する。その際、以下の点を踏まえ事業の実施期間全般の状況を確認し、総合的に判断を行うものとする。

- ① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」に規定している各ポイント、発注単位の検討、その他競争性改善のため、どのような改善を試みたか。
- ② 競争性の改善やコスト削減等について更なる改善が困難な事情が分析されているか。
- ③ （入札説明会には参加したが応札しなかった者等入札参加が期待される者が確認されている場合）当該者にヒアリングを行い、参加しない理由の確認及び改善を試みたか。
- ④ 関係団体等入札参加が期待される者へ広報を実施し、入札参加者の拡大を試みたか。

2. 市場化テスト終了の手続

市場化テスト終了に当たっては、以下の手続による（別紙1「市場化テスト事業実施の主な流れ（継続事業）」参照）。

- ① 実施機関は、対象公共サービスの市場化テスト終了に関する評価及び実施内容に関する評価に関する情報を収集するための調査を行うとともに、当該情報（実施状況報告及び別紙2「自己チェック資料」）を総務省へ提出する。

なお、別紙2「自己チェック資料」の提出は、当面の間、上記1.（2）の場合に限る。

- ② 総務省は、上記①により提出された実施状況報告及び自己チェック資料を踏まえ、対象公共サービスの評価を行い、評価案を作成する。その際、市場化テスト終了について、必要に応じ、実施機関と協議を行う。

- ③ 対象公共サービスの評価案を、監理委員会で審議し、市場化テスト終了基準に照らして問題がないものについては、市場化テストを終了することを了承するとともに評価を確定する。

※ ただし、評価確定以後、事業の残余期間中に問題等が発生した事業については、改めて次期基本方針策定の際、総務省と協議を行うこととする。

- ④ 市場化テスト終了の了承及び評価の確定を踏まえ、公共サービス改革基本方針（以下、「基本方針」という。）（別表）を見直す。市場化テストを終了する事業については、基本方針（別表）とは区分し、参考資料（法に基づく入札の対象外とされた事業一覧）として整理する。

- ⑤ 基本方針（別表）等について、監理委員会にて審議、了承（閣議決定）。

※ 参考資料（法に基づく入札の対象外とされた事業一覧）は閣議決定外。

⑥ 次期事業は、法の対象から外れ、監理委員会の関与なく、実施機関が自ら実施する。

3. 市場化テスト終了後の事業実施について

市場化テスト終了後の事業実施については、法の対象から外れることとなるものの、これまで監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、実施機関が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めるとしている。

なお、市場化テスト終了後において、総務省の調査等により、該当年度における事業選定方針に基づき、当該事業が改めて市場化テストを実施すべき状況にあると認められる場合には、再度法の対象とする。その際は、過去に取り組んだ市場化テストの実施状況も勘案して判断する。

III. 新プロセス

1. 新プロセス移行基準

~~対象公共サービスの評価案審議において、実施機関から新プロセスへ移行したいとの意向が示された事業の移行の可否を、監理委員会が判断するに当たっては、上記Ⅱ. 1. (1) の考え方から従い判断する。その際、それに加え、以下の事項についても基準（条件）とし、総合的に判断を行うものとする。~~

~~⑥ 次期事業の実施要項について、従来の実施要項の内容を承継する（手続の簡素化等に伴う変更や見直し等を除く。）見込みであるか（次期事業を、引き続き同地域・箇所、同期間で行う必要があり、入札条件等の大幅な見直しの必要のないものであるか。ただし、事業評価の際、事業変更の方向性を報告し、了承を得た場合を除く。）。~~

2. 新プロセスの手続

~~新プロセスにおいては、監理委員会審議の効率化等を図る観点も踏まえ、実施要項及び評価に関する手続の簡素化等を行うこととする。新プロセスへの移行及び移行後の市場化テストの実施に当たっては、以下の手続による（別紙1「市場化テスト事業実施の主な流れ（継続事業）」参照）。~~

~~① 実施機関は、対象公共サービスを継続させる必要性に関する評価及び実施内容に関する評価に関する情報を収集するための調査を行うとともに、当該情報（実施状況報告）を総務省へ提出する。~~

~~② 総務省は、上記①により提出された実施状況報告を踏まえ、対象公共サービスの評価を行い、評価案を作成する。その際、新プロセスへの移行について、必要に応じ、実施機関と協議を行う。~~

~~③ 対象公共サービスの評価案を監理委員会で審議し、新プロセス移行の基準に照らして良好な実施結果が得られたものについては、新プロセスへ移行することを了承するとともに評価を確定する。~~

~~※ ただし、評価確定以後、事業の残余期間中に問題等が発生した事業については、改めて次期基本方針策定の際、総務省と協議を行うこととする。~~

- ④ 新プロセスへの移行の了承及び評価の確定を踏まえ、基本方針（別表）を見直す。見直しに当たり、新プロセス移行対象事業については、基本方針別表（本表）とは区分し、別表（新プロセス移行事業一覧）として整理する。
- ⑤ 基本方針（別表）について、監理委員会にて審議、了承（閣議決定）。
- ⑥ 実施機関は、実施要項を作成し、総務省に提出（策定後の実施要項を公表）。
- ※ 監理委員会での実施要項案の審議については、新プロセス移行後は、これまでの実施要項を承継することを前提に、監理委員会の議を経たものとして、改めて監理委員会での審議を行わないこととする。
- ※ 実施要項案の公表及び外部からの意見募集については、新プロセス移行後は、基本的に要しない手続とするが、実施機関が自ら実施することを妨げるものではない。
- ⑦ 実施機関において、実施要項に基づき入札を行い、入札結果を公表、契約締結、契約内容を公表の上、事業を実施する。
- ※ 新プロセス移行後であっても、入札の開札後、落札者を決定する前に、実施機関が警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課に対し、原則として、落札予定者の暴力団排除条項該当性の有無について意見聴取を行うことに留意が必要である（「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する矢格事由の運用要領について」（総務省官民競争入札等監理委員会事務局発出事務連絡））。
- ※ 事業実施期間中に、監理委員会が必要と認める場合（例えば、事業の実施状況等を踏まえ、新プロセス移行基準やプロセス等の検証を行う必要がある場合など）は、法第45条に基づいて、実施機関に対し事業の実施状況等の報告又は資料の提出を求めることができることに留意が必要である。また、実施要項には、監理委員会から求められた場合には、実施状況等について報告又は資料を提出する旨を明記する（別添「実施要項記載例対照表」参照）。
- ⑧ 実施機関は、事業の実施期間の終了時において速やかに次の段階に移行できるよう適切な時期に、事業の実施状況について外部有識者等によるチェックを受けた上で、実施状況報告（報告様式については別紙3「新プロセス移行後の実施状況報告様式」参照）を総務省に提出。
- ※ 実施状況報告は、毎年の基本方針見直し協議に間に合う適切な時期に、総務省へ提出（届出）することとする。
- ※ 新プロセス移行後の評価手続においては、これまでの評価案作成に代えて、実施機関で作成する実施状況報告をもって、総務省としての評価を行い、基本的に、監理委員会の審議に付さないこととし、次期事業は新プロセス④から⑧に従って実施する。
ただし、実施機関から市場化テスト終了の意向が示された場合、次期事業実施の在り方にについて見直しが生じるような事象が発生した場合、実施状況が思わしくない場合には、総務省において評価を行い、監理委員会の審議に付すこととする。
- ⑨（必要があった場合のみ）実施状況報告に基づく総務省の評価について、監理委員会にて審議。
- (1) 市場化テスト終了が了承された事業については、次期基本方針参考資料（法に基づく入札の対象外とされた事業一覧）で整理する。

- (2) 次期事業実施の在り方について見直した上で新プロセスにより実施することが了承された事業については、その内容を次期基本方針別表（新プロセス移行事業一覧）に反映させる。
- (3) 上記(1)及び(2)に該当しないものや実施状況が思わしくないもので、改めて現行プロセスにより事業を実施すべきものと判断された事業については、次期基本方針別表（本表）で整理する。

3. 新プロセス移行後の実施要項

実施要項については、法第14条に規定され、その定める事項についても詳細に規定されている。実施機関において作成するこの実施要項については、これまで監理委員会における審議を通じて、公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等について厳しくチェックを受けた上で、作成してきた経緯がある。これらの経緯も踏まえ、基本的に、従来の実施要項を承継する（手続の簡素化等に伴う変更や見直しを行う場合や、事業評価の際、事業変更の方向性を報告し、了承を得た場合等を除く。）ことを前提（条件）に、監理委員会の議を経たものとして、新プロセス移行後は改めて監理委員会の審議に付することはせず、実施要項に従って、実施機関が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくこととする。

なお、新プロセス移行対象事業の実施要項については、本指針、「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」及び「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」に従って作成することとし、作成次第、総務省に提出するものとする（実施要項策定後、実施機関は遅滞なく、公表すること）。

4. 新プロセス移行後における市場化テスト終了の可否判断

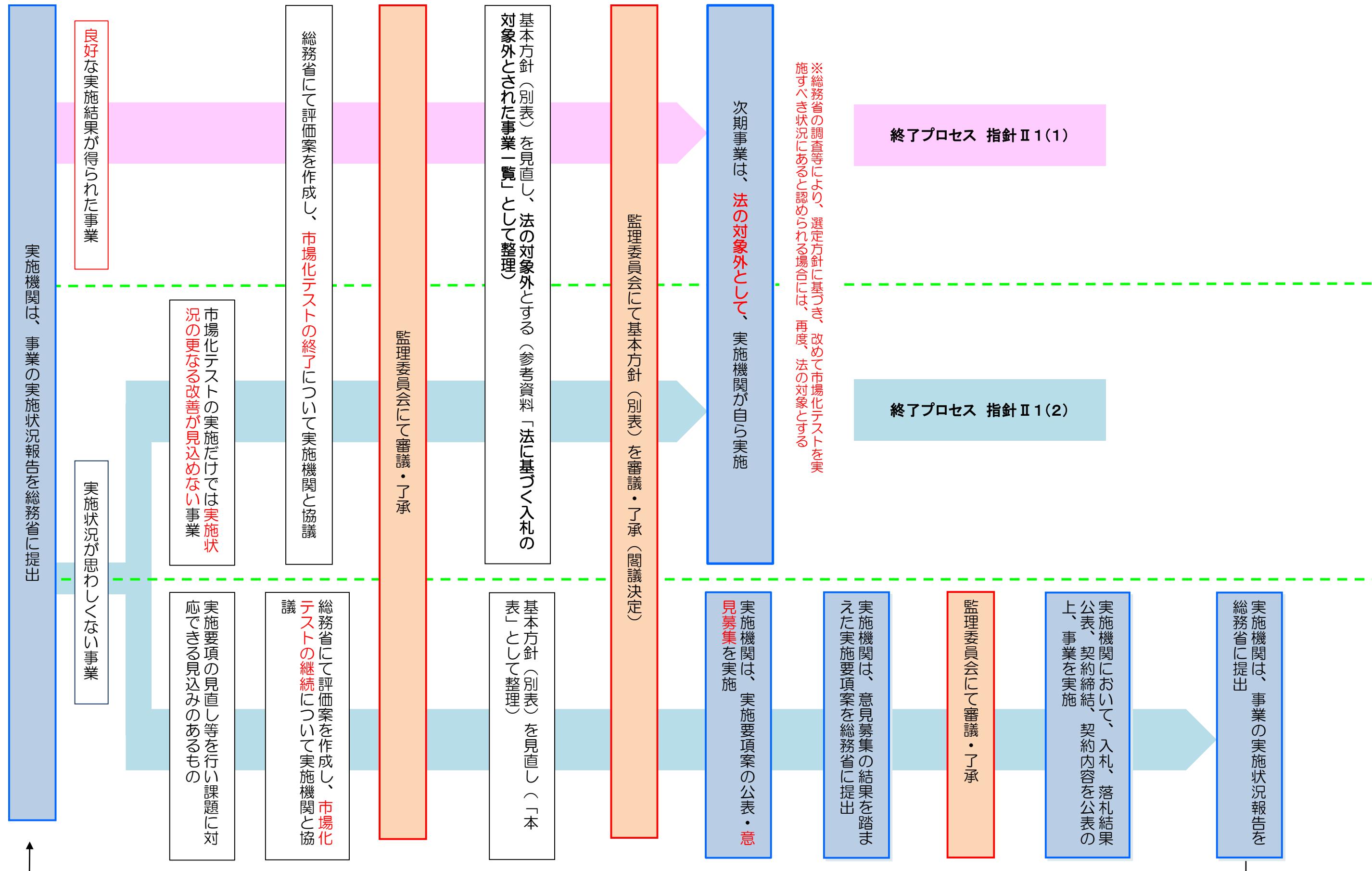
新プロセス移行後、実施機関から市場化テストを終了したいとの意向が示された事業については、監理委員会における評価審議時に上記II. 1. の考え方によりその可否を判断する。その際、新プロセスへの移行時に上記II. 1. (1) の考え方により市場化テスト終了の基準（条件）を満たしていることが確認された事業であることも勘案しつつ、総合的に判断を行うものとする。

IV III. 法特例事業の取扱いについて

以下の法令の特例の適用を受けて実施している事業については、特例を設けている法の趣旨に鑑み、終了プロセス及び新プロセスを適用しないこととする。

- ・職業安定法の特例（法第32条）
- ・国民年金法等の特例（法第33条）
- ・不動産登記法等の特例（法第33条の2）
- ・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例（法第33条の3）
- ・戸籍法等の特例（法第34条）

市場化テスト事業評価の主な流れ



(別紙2) 自己チェック資料

令和〇〇年〇月〇日
〇〇省〇〇局〇〇課

民間競争入札実施事業 「〇〇業務」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」に記載の項目のうち、民間競争入札の実施により取組を行った主なものについて、その取組状況を具体的に記載すること。

その他、入札改善のために独自に取り組んだ事項がある場合は、これについて記載してもよい。

なお、監理委員会から対応を求められたものの、対応しなかった（できなかつた）項目については、その理由を記載すること。

※「実施状況報告」においても競争性改善のための取組を記載することとなるが、講じた改善策の具体的かつ詳細な内容は本欄に記載することとし、「実施状況報告」は簡潔な記載すること。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない理由について、事業の特殊性に応じた分析結果を記載すること。

分析例

○旧公益法人制度下において事業の実施府省が主務官庁であった法人または事業の実施機関である独立行政法人の関係法人が継続して受注しているケース

　法人の設立年度、対象業務の開始年度及び法人が初めて対象事業を受注した年度

　契約の経緯、契約方式の変遷

○専門性等から当該業務を実施可能な事業者が極めて限定されると考えているケース

　契約方式の変遷

　実施可能な法人が極めて限定される要因

○システム運用管理業務において当該システムの開発・納入事業者（以下「開発事業者」という。）が継続的に受注しているケース

　開発事業者以外の事業者に対して、開発事業者しか適切に取り扱うことのできない作業内容が含まれていないか、入札に必要な情報が網羅されているかを確認

③ ヒアリングの詳細

日付	
事業者名	入札書類を受け取ったが応札しなかった事業者のほか、実施機関が受託可能と考える事業者等も対象としてよい。
ヒアリング項目	入札書類を受け取ったが応札しなかった理由のほか、応札を可能とするための要望等について確認すること。
ヒアリング結果	ヒアリングの結果を記載する。 この結果に対して特に対応した事項や対応できない理由がある場合は、これについて注釈等により補足してもよい。

④ 広報の詳細

日付	
周知先の機関名	

注) 入札情報の取扱いに鑑み、③④の項目は必ずしも公表されない。

(別紙3) 新プロセス移行後の実施状況報告様式

令和〇〇年〇月〇日
〇〇省〇〇局〇〇課

民間競争入札実施事業
「〇〇業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業の概要等

事項	内 容
事業概要	
実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日までの〇年間
受託事業者	
契約金額（税抜）	円 (単年度当たり：〇〇円)
入札の状況	〇者応札（説明会参加=〇者／予定価内〇者）
事業の目的	（実施要項冒頭（主旨）などから記載すること。政策評価としての目標があり 政策体系の位置付けに直結するものがあれば追記すること）
選定の経緯	（基本方針に掲載された年度、市場化テスト事業としての事業実施回数、新プロセスに移行した年度等の経緯を記載すること）
特記事項 (改善指示・法令違反行為等の有無)	

※なお、・・・・・（追記事項がある場合は記載のこと）・・・・・。

II 評価

1. 事業の質に関する評価

(1) 〇〇の確保

①実施状況

②評価

(2) 〇〇の維持

①実施状況

(別紙3) 新プロセス移行後の実施状況報告様式

②評価

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

①実施状況

②評価

2. 実施経費についての評価

項目	金額等
従来経費 (A)	円 (令和〇年度)
実施経費 (B)	円
増減額 (C) = (A) - (B)	円増額／円減額
増減率 (C / A × 100)	%増／%減

3. その他（特記事項に係る経緯等）

4. 評価委員会等からの評価

5. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

(2) 今後の方針

新プロセス移行後の実施要項 記載例	実施要項 記載例（現行プロセス）
<p style="text-align: center;">○○事業 民間競争入札実施要項</p> <p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。</p> <p>前記を踏まえ、○○省は、公共サービス改革基本方針（平成〇年〇月〇日閣議決定）別表（<u>新プロセス移行事業一覧</u>）において民間競争入札の対象として選定された○○事業について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">○○事業 民間競争入札実施要項</p> <p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。</p> <p>前記を踏まえ、○○省は、公共サービス改革基本方針（平成〇年〇月〇日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された○○事業について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。</p>
<p>10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）</p> <p>(1) 実施状況に関する調査の時期 総務大臣が行う評価の時期（平成〇年〇月を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成〇年〇月〇日時点における状況を調査するものとする。</p> <p>(2) 調査の方法 ○○省は、民間事業者が実施した○○事業の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。</p> <p>(3) 調査項目 ① 本実施要項において、業務の質として設定した項目。 ② 本実施要項において、各業務において確保すべき水準として設定した項目。 ③ 本実施要項での提案を反映し確定した業務の履行状況。</p> <p>(4) 実施状況等の提出 ① ○○省は、上記調査項目に関する内容を報告様式に従い取りまとめた本事業の実施状況等について、(1)の評価を行うために平成〇年〇月を目途に総務大臣へ提出するものとする。なお、○○省は、本事業の実施状況等の提出に当たり、○○省に設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。<u>また、必要に応じて○○省入札等監視委員会とも情報を共有するものとする。</u> ② 法第45条に基づき官民競争入札等監理委員会から求められた場合には、本事業の実施状況等について官民競争入札等監理委員会へ報告又は資料の提出を行うこととする。</p>	<p>10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）</p> <p>(1) 実施状況に関する調査の時期 総務大臣が行う評価の時期（平成〇年〇月を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成〇年〇月〇日時点における状況を調査するものとする。</p> <p>(2) 調査の方法 ○○省は、民間事業者が実施した○○事業の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。</p> <p>(3) 調査項目 ① 本実施要項において、業務の質として設定した項目。 ② 本実施要項において、各業務において確保すべき水準として設定した項目。 ③ 本実施要項での提案を反映し確定した業務の履行状況。</p> <p>(4) 実施状況等の提出 ○○省は、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本事業の実施状況等について、(1)の評価を行うために平成〇年〇月を目途に総務大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。なお、○○省は、本事業の実施状況等の提出に当たり、○○省に設置する評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。</p>